別記様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

使用者団体名、特定独立行政法人名又は国有林野事業を行う国の経営する企業名

（代表者名）　印

中央労働委員会の使用者を代表する地方調整委員の候補者の推薦について

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第23条の２第４項の規定により準用する同令第20条第１項の規定による中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦の求めに応じ、使用者を代表する地方調整委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

○○区域の使用者を代表する地方調整委員

氏　名	年齢	現　　職	略歴	備　考

最低賃金の改正決定に関する公示

青森労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、青森県鉄鋼業最低賃金（平成20年青森労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 18 日

青森労働局長　鈴木　一光

第４号中「１時間754円」を「１時間767円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年12月21日から効力を生ずる。

青森労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、青森県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年青森労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 18 日

青森労働局長　鈴木　一光

第４号中「１時間693円」を「１時間702円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年12月21日から効力を生ずる。

青森労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、青森県各種商品小売業最低賃金（平成20年青森労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 18 日

青森労働局長　鈴木　一光

第４号中「１時間688円」を「１時間695円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年12月21日から効力を生ずる。

青森労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、青森県自動車小売業最低賃金（平成20年青森労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 18 日

青森労働局長　鈴木　一光

第４号中「１時間725円」を「１時間733円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年12月21日から効力を生ずる。

福島労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福島県非鉄金属製造業最低賃金（平成20年福島労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 18 日

福島労働局長　絹谷　國雄

第４号中「１時間757円」を「１時間768円」に改める。

東京労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、東京都鉄鋼業最低賃金（平成20年東京労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 18 日

東京労働局長　東　　明洋

第４号中「１時間837円」を「１時間846円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年12月31日から効力を生ずる。

富山労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、富山県金属製サッシ・ドア、鉄骨系プレハブ住宅、建築用金属製品、アルミニウム・同合金プレス製品製造業最低賃金（平成20年富山労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 18 日

富山労働局長　堀江　雅和

第４号中「１時間763円」を「１時間770円」に改める。

京都労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、京都府印刷業最低賃金（平成14年京都労働局最低賃金公示第７号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 18 日

京都労働局長　小池　國光

京都府印刷業最低賃金

１　適用する地域　京都府の区域

２　適用する使用者　前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

⑴　印刷業

⑵　⑴に掲げる産業において管理，補助的経済活動を行う事業所

⑶　純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が⑴に掲げる産業に分類されるものに限る。）

３　適用する労働者　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

⑴　18歳未満又は65歳以上の者

⑵　雇入れ後３月未満の者であって、技能習得中のもの

⑶　次に掲げる業務に主として従事する者

イ　清掃、片付け又は賄いの業務

ロ　手作業による印刷物の運搬、整理、選別、包装、はさみ込み、荷札付け、袋はり、封筒入れ又は帯封の業務

４　前号の労働者に係る最低賃金額　１時間765円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

京都労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、京都府金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業最低賃金（平成20年京都労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 18 日

京都労働局長　小池　國光

第４号中「１時間820円」を「１時間824円」に改める。

京都労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、京都府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年京都労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 18 日

京都労働局長　小池　國光

第４号中「１時間814円」を「１時間820円」に改める。

京都労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、京都府輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業最低賃金（平成20年京都労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 18 日

京都労働局長　小池　國光

第４号中「１時間824円」を「１時間830円」に改める。